

# 標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

平成23年11月10日

報告者氏名

濱門 康三郎

当該法人における役職

代表理事

## 1. 組織情報

■ 法人名称

特定非営利活動法人 宮崎21高齢者福祉研究会

■ 所轄庁

宮崎県庁

■ 主たる事務所の所在地

宮崎県宮崎市（鶴島2丁目9-6 NPOハウス204）

■ 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

代表理事 濱門 康三郎

■ 法人設立登記年月日

平成13年2月28日

■ 定款に記載された目的

高齢者や地域住民に対して、豊かな安心できる社会を実現していく上で、福祉のまちづくりに関する事業や保健、医療、福祉の増進を図る活動を行い、また特定非営利活動法や住民のネットワークを構築し、地域福祉活動を普及啓発することをもって、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

■ 活動分野

- |  |  |                                    |
|--|--|------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 | <input type="checkbox"/> 社会教育                | <input type="checkbox"/> まちづくり     |
| <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ       | <input type="checkbox"/> 環境の保全               | <input type="checkbox"/> 災害救援      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 地域安全     | <input type="checkbox"/> 人権・平和               | <input type="checkbox"/> 国際協力      |
| <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会            | <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成            | <input type="checkbox"/> 情報化社会     |
| <input type="checkbox"/> 科学技術の振興             | <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化            | <input type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会 |
| <input type="checkbox"/> 消費者の保護              | <input checked="" type="checkbox"/> 連絡・助言・援助 |                                    |

■ 事業活動の概要  
(400字以内)

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア. 高齢者の保健・福祉サービス活動

(ア) 介護予防事業 にこにこヘルスアップ教室

(イ) 木城町認知症予防教室「木城町サンシャイン教室」

(ウ) 西米良村 認知症予防と閉じこもり予防教室

イ. ボランティア活動

(ア) レクリエーション活動：いきいきライフ派遣活動

ポンプキ体操教室 毎週火曜日 市総合体育館

小戸レモン教室 第1・3金曜日 小戸公民館

さわやか教室 第2・4月曜日 東地区公民館

池内ストレッチ教室 毎週木曜日 池内自治公民館

・ 医療・福祉関係機関レクリエーション

ことぶき苑・長生園・コーポ住吉荘・川野整形外科病院・

阿波岐ヶ原通所センター・大空館

・ じゅびあ購読本配送準備 月2回 鉾脈社

・ 地域イベントへの参加協力

・ 会員同士の相互扶助活動

・ 相談の窓口業務

公開用電話番号

■ファクス

■ ホームページ

0985-25-0817

■ メールアドレス

0985-25-0817

■ 常勤職員数

なし

なし

■ 認定  (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)

認定年月日

認定満了日

相対値基準

絶対値基準

条例指定

仮認定

■ 閲覧書類の添付

定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
平成99年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

# 特定非営利活動法人 宮崎 2 1 高齢者福祉研究会 定款

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人宮崎 2 1 高齢者福祉研究会（通称 こうふく研）という。  
ただし、登記上は、これを宮崎二十一高齢者福祉研究会と表示する。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

### (目的)

第 3 条 この法人は、高齢者や地域住民に対して、豊かな安心できる社会を実現していく上で、福祉のまちづくりに関する事業や保健、医療、福祉の増進を図る活動を行い、また特定非営利活動法人や住民のネットワークを構築し、地域福祉活動を普及啓発することをもって、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 保健、医療、福祉の増進を図る活動
- (3) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (特定非営利活動に係る事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉のまちづくりに関する調査・研究事業
- (2) 福祉のまちづくりに関する普及・啓発活動
- (3) 高齢者の保健・福祉サービス活動
- (4) 健康と生き甲斐づくりプログラムの提供
- (5) 保健・福祉に関する人材育成・研修事業
- (6) 福祉のまちづくりに関するコンサルタント事業
- (7) 地方公共団体、公益法人から委託を受けて行う事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会員

### (種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体、又は学生
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入会)

第 7 条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第 1 項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事

会の招集を請求すること。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。
  - 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
  - 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

(顧問)

- 第20条 この法人に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
  - 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

## 第4章 総会

(種別及び構成)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散および合併
  - (3) 事業報告及び収支決算の承認
  - (4) 会費の額
  - (5) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年事業年度終了の日から3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
- (2) 役員報酬、職務
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他、運営に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長、もしくは理事長が指名したものがこれにあたる。

### (定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

### (書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数

- (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

### （資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

### （資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### （会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

### （事業計画及び予算）

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を経た事業計画及び収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。ただし、変更した内容について、理事会は、その当該事業年度終了後の通常総会に報告しなければならない。

### （事業報告及び決算等）

第43条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

### （剰余金の処分）

第44条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

### （事業年度）

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併等

### （定款の変更）

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。



(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第48条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)に存する残余財産は、総会において正会員総数の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人または社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 雑則

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(委任)

第53条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別表役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月30日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第42条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立初年度の会費は徴収しないものとする。
  - (1) 正会員の年会費 一般 3,000円 団体 10,000円 学生 1,000円
  - (2) 賛助会員の年会費 一口 10,000円以上

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	垂水 卓夫
副理事長	澤田 孝子
副理事長	濱門 康三郎
理事	白間 敏
理事	日野 哲雄
理事	吉村 照代
理事	増田 登賜隆
理事	内田 喜久代
理事	藤原 由紀子
理事	大坪 秀人
監事	宮越 辰夫
監事	松浦 純子

会費変更後（平成 20 年 6 月 20 日より）

- (1) 正会員 一般 3,000円 家族 5,000円  
          団体 10,000円 学生 1,000円
- (2) 賛助会員 一口 5,000円以上

特定非営利活動法人宮崎21高齢者福祉研究会  
 財産目録  
 (23年3月31日現在)

科 目 ・ 摘 要	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金			
現金	0		
普通預金			
宮崎太陽銀行	1,198,894		
九州労働金庫宮崎	13,809		
未収入金			
未収入会金	0		
未収入金	493,260		
流動資産合計		1,705,963	
2 固定資産			
固定資産物品	0		
権利	0		
その他の固定資産	0		
固定資産合計		0	
資 産 合 計			1,705,963
II 負債の部			
1 流動負債			
前受金			
未払い金			
短期借入金	1,428,219		
流動負債合計		1,428,219	
2 固定負債			
固定負債合計	0		
負 債 合 計		0	
差引正味財産			1,428,219 277,744

貸借対照表  
(23年3月31日現在)

科 目 ・ 摘 要	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	1,212,703		
未収入金	493,260		
流動資産合計		1,705,963	
2 固定資産			
固定資産物品	0		
権利	0		
その他の固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1,705,963
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,428,219		
預り金			
前受金			
短期借入金			
流動負債合計			
2 固定負債			
負債合計		0	1,428,219
III 正味財産の部			
1 繰越金残高			
前期繰越正味財産		-96,268	
当期正味財産増加額（減少額）		374,012	
2 その他の正味財産		0	
正味財産合計		0	277,744
負債・正味財産合計			1,705,963

平成22年度決算書  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで  
特定非営利活動法人宮崎21高齢者福祉研究会

	科目	今年度予算額	決算額	差異	備考
I	「収入の部」				
	1 収入の部				
	会費等収入	130,000	57,000		3,000×14 5,000×3
	2 自主事業収入	120,000	314,327		
	いきいきライフ派遣活動	120,000	86,400		パンキン55,940 池内10,660 大空19,800
	地域ボランティア支援事業		227,927		
	3 委託事業収入	2,880,000	4,260,799		
	木城町にこにこヘルスアップ教室	1,440,000	1,500,400		
	木城町サンシャイン	720,000	1,068,800		サンシャイン800,000 教材268,800
	いきいきライフ派遣活動はつらつ介護予防(諸塚)	240,000	277,599		
	木城町サンシャイン(分校)	240,000	0		
	西米良村	240,000	264,000		
	シニアパワー新みやざき創造推進事業		800,000		
宮崎県身体障害者センター(高次脳機能障害支援事業)		350,000			
4 雑収入	500	240		利息	
5 寄付金収入	50,000	102,400		ろうきん、企業等	
当期収入合計(A)	3,180,500	4,734,766			
前期繰越収支差額	-96,268	-96,268			
収入合計(B)	3,084,232	4,638,498			
II	「支出の部」				
	1 自主事業費	0	200,000		
	いきいきライフ派遣活動	0	0		
	地域ボランティア支援事業		200,000		制作委託費
	2 委託事業	2,352,000	3,279,163		
	木城町にこにこヘルスアップ教室	1,152,000	899,400		人件費、材料代、印刷費他
	木城町サンシャイン	576,000	908,800		人件費、企画費、教材費他
	木城町サンシャイン(分校)	192,000	0		
	西米良村	192,000	240,000		人件費他
	いきいきライフ派遣活動はつらつ介護予防(諸塚)	240,000	177,599		人件費他
	シニアパワー新みやざき創造推進事業		753,364		人件費、企画費、教材費、交通費他
	宮崎県身体障害者センター(高次脳機能障害支援事業)		300,000		制作委託費
	3 管理費	814,300	881,591		
	人件費	120,000	120,000		
	家賃	204,000	204,000		17,000×12ヶ月
	通信運搬費	150,000	209,309		
	水道光熱費	55,000	56,115		
	消耗品費	50,000	80,509		
	印刷費	10,000	0		
	旅費交通費	150,000	143,000		
	事務用品費	20,000	15,198		
新聞図書費	5,000	2,700			
諸会費	1,000	1,000			
租税公課	3,000	1,880			
リース料	6,300	6,300			
雑費	30,000	28,580			
予備費	10,000	13,000		木城義援金	
当期支出合計(C)	3,166,300	4,360,754			
当期収支差額(A)-(C)	14,200	374,012			
次期繰越収支差額(B)-(C)	-82,068	277,744			